

# 産業競争力会議 実行実現点検会合（第 36 回）

## （公的サービス・資産の民間開放、国際展開）

---

### （開催要領）

1. 開催日時：2016年3月25日（金） 9:00～10:40
2. 場 所：合同庁舎4号館共用第4特別会議室
3. 出席者：

高鳥 修一 内閣府副大臣

岡 素之 住友商事株式会社相談役

竹中 平蔵 慶應義塾大学総合政策学部教授

野原 佐和子 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長

村井 嘉浩 宮城県知事

岩井 卓也 仙台国際空港株式会社 代表取締役社長

沖田 清治 広島県企業局長

高橋 進 経済財政諮問会議 議員

### （議事次第）

1. 開 会
  2. PPP/PFI の活用促進に向けた仙台空港の取組に関するヒアリング等について
  3. 閉 会
- 

### （高鳥内閣府副大臣）

仙台空港のコンセッションについて、宮城県の村井知事と仙台国際空港株式会社の岩井社長から、また広島県の水道のコンセッションについて、広島県の沖田企業局長から、取組状況と今後の課題について説明をいただく。

その後、各府省から取組の状況の報告をいただき、今後の進め方とあわせて、民間議員、有識者から意見をいただきたい。課題解決に向けて各府省が一丸となって具体的な取組が進むように、最大限の協力をいただきたい。

### （竹中主査）

本日の前半は、仙台空港のコンセッションの成就に尽力をされた宮城県の村井知事と、

まさに空港のコンセッションの今後を担う仙台国際空港株式会社の岩井社長にお越しをいただいている。

資料の表紙と最終ページに「プライマリー・グローバル・ゲートウェイ」とあるが、東日本大震災での大きな被災を乗り越えて、空港分野のコンセッションをリードする仙台空港がアベノミクスのシンボルとして、復興のシンボル、観光活性化のシンボルとして飛躍していくための挑戦の話をいただく。

(村井宮城県知事)

今年のちょうど今ごろ、仙台空港の民営化についてプレゼンをした。そのときにはまだ運営権者が決まっていなかったが、昨年末に東急グループに決まった。そこで、今回は東急の仙台国際空港株式会社の岩井社長と一緒に来た。今から岩井社長より説明いただくが、一緒につくり上げたものであるので、宮城県の意思として受けとめていただきたい。

(岩井仙台国際空港株式会社代表取締役社長)

私どもは、東北を発着する旅客、貨物に一番に選ばれるプライマリー・グローバル・ゲートウェイを標榜している。今年の12月1日に国と実施契約を締結し、2月1日に第三セクターのターミナルビル会社の株式を取得し、来る7月1日に滑走路も含めて全面民営化という運びである。

まず、目指す新しい空港だが、お客様がじかに感じられる体験価値を高めていくことを狙いとしている。また、健全経営を図り、長期に投資やサービス向上が実現できることも重視している。

現在の空港に、ピア棟を増設し、立体駐車場、事務所棟、こういったものを新設するなど積極的な設備投資を行う。

キャパシティの増強を計画的に行うことと並行し、内部のレイアウト変更と旅客サービスの向上を図る。

出発ロビーは、にぎわいを醸し出すことと、フライトインフォメーションシステムの改修、セキュリティーチェックの増強も計画している。

現在のエアサイドの出発ラウンジを大々的に改修して、エアサイド主体に店舗を配置したいと考えている。

また、国内線のセキュリティーチェックを通過して、店舗を通過してから国際線にアプローチする動線もつくりたいと思っている。現在は、国内線と国際線が分かれている動線構成になっている。これを大幅に拡充するとともに、国際線については国内線経由のお買い物を楽しめる動線と急ぐお客様のための動線を2種類つくりたいと思っている。

到着ロビーでは、アライバル・デューティー・フリーを設けて、こういった楽しみも提供したいと思っている。お客様の体験価値を向上させていきたいという目的である。

以上の改修を実現するための規制緩和要望だが、6点にまとめている。一番上に書いた

2 つについては、競争的対話の場で協議が未了のものである。

将来の国際線旅客の増加に備え、CIQ、税関、入国管理、検疫だが、このフレキシビリティを高める、迅速化をすることが目的であり、私どもの事業計画では、現在年間15万人の国際線の利用旅客を5年後に48万人、30年後に115万人を目標としている。

現在の保安検査場と出国検査場の改修案では、保安検査、出国検査のキャパシティーを増強し、さらなる拡張余地も残している。

課題だが、現在、CIQは4省が所管をしている。植物検疫は農水省の所管であり、また、建物の区分所有権を財務省が所有しており、改修の同意を伴う調整が複数省にまたがると長引くのではないかという危惧を持っている。

また、人員体制の面でも、全国的にインバウンド需要が盛り上がっているので、迅速にフレキシブルな人員増強が可能なのかという点も懸念をしている。

要望としては2点。まず、国の区分所有部分を私どもに払い下げをしていただきたい。また、人員体制については、地方自治体ないし民間への委託の道はないものかと考えている。

次にエアサイド店舗に関する規制である。

現状、国内の空港では一部の大空港を除き、ランドサイド主体の店舗配置になっている。EUの各国、それからオーストラリアなどでは、乗継客がないような小さい空港も含めて、エアサイド主体の店舗配置になっている。

ゴールドコーストの空港では、お客様は大きな荷物を預けた後、ゆっくりと飲食、お買い物を楽しんでおり、飛行機に乗らない人もセキュリティーチェックを受ければ入場できる。ゴールドコーストでは、エアサイドに店舗を厚目に配置するレイアウトになっている。飛行機に乗らない人は、専用動線で出口があるので、保安上の問題を解決している。

目的としては、店舗をエアサイド主体に配置することで、出発するお客様がチェックイン、荷物の預け等で時間が読めない、あるいはふなれだったりするというストレスをくぐり抜けて、搭乗口の手前でほっとした気分になる。こういったストレスのある時間を短く済ませて、出発直前までゆっくりと買い物、飲食を楽しんでいただきたい。また、フライトが遅延した場合にも、なるべく快適に過ごしていただきたい。重飲食の提供を含む幅広い店舗構成を目指している。見送りなど、飛行機に乗らないお客様の入場も可能とし、新しい空港モデルを気軽に体験をしていただきたいと考えている。現在のエアサイドを改修して、店舗面積でいうと、現状の7倍ぐらいにしたい。

続いて、規制緩和の要望である。エアサイドの現国内線出発ラウンジだが、これを移設し、保安検査場を国内線と国際線を2段階にするということをやりたい。

それから、飲食店舗で必要になる包丁、ナイフ、フォーク、こういったものの使用を可能としたい。また、セキュリティーチェックと専用の退出動線を設けることで、一般の方も入場できるようにしたい。

次だが、到着エリアへの免税店出店についてである。我が国では、現状、出発エリアに

しか免税店がないので、時間のない旅行スケジュールのお客様でも買い逃がしがないように、到着免税店があれば安心して旅行あるいは買い物を楽しむことができる。

また、空港民営化に協力した地域の人々の楽しみがふえることなので、実現したい。現在吹き抜けになっているところに床を張り、免税店をつくりたい。場所は、入国審査場の手前になる。規制緩和の要望事項として、デューティー・フリー、タックス・フリーを実現したいということと、専用搬入動線の改修が難しいため、保税品の搬出入用に特別なワゴン等の運用も可能にしたい。

航空灯火は滑走路、誘導路に色とりどりのランプがついているが、夜間あるいは天候が悪いときの離発着に大変重要なものだが、現在、これは国が発注している製品だが、相当に限定されたメーカー、国内2社のみということになっている。結構高いもので、競争原理が働いていないと見ている。規制緩和の要望としては、国際基準を満たしている製品を取り入れたいと思っているので、グローバルな競争環境を形成したい。

もう一つは、制限区域内、滑走路、誘導路、エプロン等の話であるが、現状、制限区域内における工事作業は、なるべく夜間作業にするようにという指導を受けている。これを昼間の工事でも安全が担保される範囲においてやっていきたい。鉄道の夜間工事も幾つもやっており、もちろん昼間の工事も幾つもやっており、この辺は十分に配慮してやっていくので、この辺の裁量を頂戴したい。

また、東北三県数次ビザについて、中国人を対象に、宮城、岩手、福島のいずれかに宿泊するビザであるが、沖縄に比べなかなか実績の人数が上がっていないので、観光のプロモーションの問題もあるかと思うが、規制緩和をお願いしたい。東北三県1泊という条件のほかに、東北地方の空港を利用すればよしというのも加えていただきたい。中国以外の国への対象の拡大も検討いただきたい。あるいは、保有資産、所得についての基準があるが、新婚旅行の需要などを逃しており、残念に思っている。あるいは、このビザの有効期限の上限が3年ということだが、EUでは5年になっており、EU並みにできないか。これは、現在、私どもに実際就航しているエアラインの要望でもあるので、ぜひ実現できればと思う。

まとめてだが、6点、CIQのフレキシブル化、エアサイドの店舗の実現、到着エリアの免税、航空灯火、工事作業の時間、東北三県数次ビザということである。

(竹中主査)

村井知事には、昨年4月14日だったと思うが、この点検会合にお越しをいただいた。実はその際も、CIQの要員確保の問題、エアサイドの店舗拡充の問題、到着時免税店の問題、空港周辺開発に係る規制緩和の提案をいただいたが、今回、具体的な事業担当者から、利用者の利便性も高めて、東北、ひいては日本全体にその効果を波及させていくという観点で、6つの具体的な提案をいただいたと理解している。

新しい空港モデルをつくるというキーワードが示されたが、まさにそのとおりだと思う。

コンセッション方式を導入して、民間のアイデアが発揮されて、何かが変わる、そういう期待が生まれてくるのがアベノミクスにとっても重要なことだと思し、まさに我々が取り組まなければいけないことだと思う。

今、6点の提案をいただいたが、まず、議論を進めるに当たり、福田大臣補佐官から議論のポイントを整理していただきたい。

(福田内閣府大臣補佐官)

内容はもう今、岩井社長が説明された通りかと思うので、提案が具体的に誰に関係してくる提案なのかという点を中心に整理をさせていただく。

今、主査からあったとおり、6項目の提案があり、その中でも若干細分化されている部分もあるが、まず、エアサイドの商業エリアの拡充、非旅客の入場、持ち込める制限品の規制緩和、出国手続の二重化、こういった問題は当然国交省航空局が主にかかわる問題であろうかと思う。

あと、航空灯火の使用可能製品の拡大、制限区域内工事の規制緩和、これも基本的には国交省航空局にまずは考えを聞くべきところかと思う。

続いて、CIQの体制のフレキシブル化だが、このうち区分所有権の譲渡に関しては、説明の中にもあったが、現所有者が財務省の関税局だが、航空局が窓口だろうから、これも航空局かと思う。

入国時免税店についても財務省の関税局、あと消費税がかかわるので、主税局にかかわるテーマだが、これも過去に航空局が要望を出している経緯があると考えれば、以上、5点は国交省航空局にまずはお考えを聞くところかと思う。

残りだが、CIQ体制のフレキシブル化のうち出入国の検査業務の委託については、国家戦略特区でも議論があるかと思うので、地方創生推進室に検討状況を伺う観点かと思う。

ビザについては、今のところなかなか難しいが、やはり規制緩和的な観点があるので、地方創生推進室、あとは観光庁の考えを聞くといったような整理になるかと思う。

(竹中主査)

それでは、区分所有権の譲渡の問題、入国時免税店の問題、エアサイド商業エリアの拡充の問題、航空灯火使用可能製品の拡大の問題、制限区域内工事の規制緩和、この5項目について国土交通省の航空局からコメントをお願いしたい。その後で、出入国検査業務の委託の問題、東北三県の数次ビザの問題について、地方創生推進室からコメントをお願いしたい。また、東北三県の数次ビザについては、観光庁からもコメントをお願いしたい。その後、PFI推進室から空港からの提案を受け検討を進める具体的な取組について、全体についてのコメントをお願いしたい。

(平垣内国交省航空局審議官)

まず、この規制緩和全体に対する基本的なスタンスは、先ほどから再々お話が出ているが、本仙台空港に関しては国管理空港のコンセッション第1号である点や、あるいは震災復興の起爆剤でもあるので、他空港からもこの仙台空港のコンセッションの今後の進捗は非常に注目が高いプロジェクトであると認識しており、今後、コンセッションが順調に進んでいく中でも、仙台の成功が非常に重要であると認識している次第である。

その中で、航空局としては、仙台国際空港株式会社からの民間の創意工夫が最大限生かされるようにと、あるいはそれによって空港とか地域が活性化していくという観点の要望について、関係省庁と連携をとりながら積極的に検討したいということが基本的なスタンスである。

個別的には、まず第1項目のCIQだが、先ほど福田補佐官から紹介があったが、関係省庁と運営権者との調整が円滑に進むように積極的に協力したい。

2点目のエアサイドの店舗に関する規制緩和だが、先般ベルギーのテロが起こっており、セキュリティーについて、世界的にも見直し、あるいは強化の方向があると思うが、その中で必要なセキュリティーを確保しつつ、一方で、民間の創意工夫が生かせることの両立をバランスをとりながら図っていききたい。

実際にも、既にエアサイド店舗に関する規制緩和に関しては、既に運営権者とのいろいろな打ち合わせを始めてるので、セキュリティーの確認をとりながら基本的には要望をかなえていく方向で検討したい。

到着時エリアの免税については、これも先ほど竹中主査から説明があったが、もう何度か宮城県知事からも要望をいただき、出ている話である。過去に要求した経緯もあり、関係省庁とも相談しながら、いろいろ前向きに相談していききたい。

あとは、航空灯火の調達の柔軟化と夜間工事制限の緩和だが、両方とも全く認めていないわけではなく、既に認めている次第である。航空灯火についても、実際にもう海外のメーカーのものも既に使っているので、具体的な要望を聞きながら引続き柔軟に対応したい。

夜間工事の制限も同じで、仙台空港でも、あるいは那覇空港でも、実際に昼間に工事しているので、これも必要な安全措置が図られて、実際の航空の運用に支障がなければ問題がないので、バランスをとりながら、よく話を聞きながら対応していききたい。

(藤原内閣府地方創生推進室次長)

最初にCIQの手続の関係だが、今月の2日に国家戦略特区の諮問会議で、政府内では了承され、その席には竹中主査も議員として参加いただいているが、法案をこの国会で提出しているところである。11日に閣議決定し、国会に提出した改正国家戦略特区法案の中に7つの規制改革項目を盛り込んでいるが、その中の一つに民間と連携した出入国手続等の迅速化という項目も盛り込んでいる。まさに中身は、入管などの業務について、空港管理者ときちんと連携する。さらなる民間委託を行うという趣旨の条文を盛り込んでいる。

今日は法務省はいないようだが、特に入管は大変なニーズがあるようで、法務省は今年

からバイオカートという、審査の前に機械で指紋を認証して、できるだけ渋滞を解消しようと新しい取組をされるのだが、民間への委託範囲が広がるものなので、さらに空港管理者とよく連携することで民間委託をさらに進めていくとしている。この仙台空港についても同様の議論があると思うので、この法律をとにかくこの国会で成立させて、さらに政府として力を入れていきたいと考えている。

それから、ビザの緩和の関係だが、具体的な東北地方における数次ビザの要件緩和については、今日初めて聞いたので、また関係省庁と議論なども深めたいと思うが、これまでも沖縄県等他の特区からも共通の要望がある。入管の際に自動化ゲートなどの利用拡大、これもゲートの利用対象が外国人に限られているが、活用の範囲を拡大すべきではないかなど、さまざまな類似の要望が出ているので、これも法務省ともよく相談の上、特区ないし全国措置、いずれかの方向で実現すべく議論を深めていきたい。

(竹中主査)

クラリファイング・クエスチョンだが、航空局で航空灯火の使用可能製品、今でもできるという話だったが、これはそのような理解でよろしいか。

(岩井仙台国際空港株式会社代表取締役社長)

滑走路、誘導路等については、7月1日に移管を受けるので、そういった意味では不勉強なところがあったかもしれないが、現実に長年国内2社のみだったのは何か原因があるのではないかと考えており、もっと勉強させていただき、幸いにも前向きに取り組むという話を頂戴したので、大変心強く思っている。

(竹中主査)

規制緩和の話になると、よく役所からはそれはできるはずだという議論が出てきて、実際にはなかなかできないことがある。全体として航空局からは今日は非常に前向きな回答をいただいたので、ぜひよろしくお願ひしたいということをお願いしておきたい。

それと、特区については、物すごく要望が強いと思う。だから、その突破口として特区を思い切り活用する方向をぜひ考える必要があると思うので、先般の農業の話のように、ぜひいろいろとやっていただきたい。

(加藤国交省観光庁観光地域振興部長)

観光庁についても、ビザの緩和については、インバウンド増加の目的の中で、大きな手段と考えており、法務省及び外務省に緩和の要望をしているが、事実関係だけで申し上げると、この規制緩和要望の中で、中国だけでなく、台湾、フィリピン、タイ、ベトナムへの対象の拡大としているが、既に中国以外のこれらの国については最大限緩和数次ビザが出ており、これ以上の緩和というのはノービザの段階に多分入ってくると思うので、そう

いった意味で言うと、東北三県の数次ビザに対する緩和というよりも、そもそもビザが要らないということになるのかと観光庁としては思っている。

もう一つは、冒頭の東北地方の空港利用の数次ビザも宿泊以外でも取得できるようにということだが、これについては東北観光の数次ビザができるだけ東北に泊まっていたらお金を落とさせていただく目的も含めてやっているのだから、泊まる泊まらないにかかわらず、この数次ビザというのが果たして東北地域における全体の利益としていいのかどうかがあるので、それについては地元と調整しながら議論していく話かと思っている。

(鳥巢内閣府PFI推進室長)

PFI推進室としても、コンセッション導入により、民間ビジネスに対するさまざまな規制緩和があぶり出され、それを解決することでさらなる成長の起爆剤につなげていくことは大変重要だと考えている。

今後、政府内でのタスクフォースにおけるフォローアップも含め、しっかり仙台国際空港株式会社の要望の実現に向け、関係省庁と連携をしながら、しっかり努めてまいりたい。

(竹中主査)

提案の中で地方創生の言及もあったので、まち・ひと・しごと創生本部の事務局からもコメントをお願いしたい。

(間宮内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長)

このコンセッション、それからPFI、民間活力を活用して地方を創生することは、地方創生に必要不可欠なことである。特に人を集めるための仕事、人と投資をいかに地方に呼び込むか、そういった観点からもこのような取組は非常に先導的な事業となると思うし、まち・ひと・しごと創生本部としても、自治体に対する交付金などの支援を活用いただき、取組を進めていただければと考えている。

(岡議員)

以前から民間へ移行した後の展開、民間では持続的な事業性は必要不可欠であり、いくらPPP/PFIを活用して民営化しても赤字続きで事業性を維持できなければ途中でこけてしまい、せっかくの国の大戦略もが実現しない。本件は、第1号なので絶対に成功させなければいけない。

そういう意味で、今日要望のあった6項目が実現したら成功する確率が高まっていくと受けとめたが、全部すぐ実現できると思いながら説明を聞いていた。関係省庁からのコメントもみんな前向きで、あとは時間の問題だけと思う。できれば半年後の7月には要望事項が全部事業主にとって満足できるような形で実現していただければと思う。

1点だけ申し上げる。規制緩和の場合、往々にして利害が衝突する相手がいるのだが、今回の要望にはほとんどいない。いいことばかり。ただ、一つ考えられるのは安全性の問題である。先ほど説明があったように、エアサイドの店舗、CIQ、ビザも多少あるかもしれないが、安全性をどう確保するかについては、事業者だけではなく、所管省庁にもきちんと確認することをお願いしなければいけない。言いかえると、こうやったら安全性も確保しながら規制緩和の要望に応えられるということを各省庁が考えるべきと思う。前向きなコメントをいただいたので、ぜひ早急に実現していただき、この第1号案件が成功するように、応援したいと思った。

(野原議員)

先ほどの岡議員の発言にほとんど集約されるが、今回の仙台空港のビジネスが継続的に成功していくことはとても重要で、そのために今日提案のあった問題を早急に解決していくのは、言うまでもないことである。あくまでもやらないためのセキュリティー緩和ではなく、どうやって実現するかを早急に決めていただき、進めていただきたい。

今日の論点としては以上だが、空港でのコンセッション第1号としてやるのだから、今日ご説明いただいたこと以外にもいろいろな工夫・発見をされると思う。人材育成、どういうビジネスの仕方、サービス提供方法をしていくのかなど、できるだけ今後の事例に役立つように、いろいろなノウハウ・気づき等を記録に残し、公開していただき、後に続けるようにご協力いただきたい。

(高橋議員)

諮問会議の委員として特にはないが、今回ここでクリアカットな答えが出れば、次の空港なども含めた横展開に非常に有益だと思うので、できるだけかつちりとした答えを出していただきたい。

(竹中主査)

幾つか総括させていただきたいが、まず、このコンセッションは、繰返しになるが、東北の復興とアベノミクスの成功にとって極めて重要な問題なので、全政府として取り組まなければいけない。

航空局から非常に前向きな対応、反応をいただいたが、関係府省との協議が必要なものもあるので、その協議の状況や航空局での検討の状況について、タスクフォースで福田補佐官にぜひフォローをしていただきたい。

福田補佐官、このタスクフォースの副主査だったか。

(福田内閣府大臣補佐官)

議長代理である。

(竹中主査)

議長の和泉補佐官にもぜひよろしく伝えていただきたい。

また、国家戦略特区については、仙台空港と同様にニーズがある場合には、ぜひ内閣府の特區担当室において対応いただけるようお願いしたい。特區の諮問会議で、特區とコンセッションの掛け合わせ、改革と改革の掛け合わせが重要なので、ぜひ具体例になっていただきたい。その点に関連して、仙台市は特區になっているが、仙台空港は実は特區外にある。エリアに入っていないので、その点も含めてどうすべきかをぜひ検討していただきたい。

新しい空港モデルをつくる、そのとおりでと思うが、例えば岡議員からもあったように、これは全部できるのではないかと。少なくともこのエアサイドの店舗とか、到着時の免税店というのは、日本にとっては新しい空港モデルだが、世界では割と普通にやっていることばかりなので、これはぜひやらないといけない。私は先週ドバイに行って、バンコクから帰ってきたのですが、これは全部普通にやっていることだと思うので、ぜひそれが実現できるようにお願いしたい。

安全は大変重要である。安全を軽視してはいけない。ただ、ともすれば安全・安心というのがその規制緩和を阻む論理づけに使われてきたのも一面の事実なので、安全・安心はちゃんと確保する。しかし、どうやったら安全・安心が確保できるかを念頭に置いて、野原議員が言われたように、緩和すべきものはすべき、そういう観点でぜひお願いしたい。

(村井宮城県知事)

空港民営化の最大の目的は、国の負担を軽くすることではなく、とにかく交流人口をふやすことである。

実際、この7月1日からスタートするので、非常にLCCが関心を持っている。今回、この法律を改正していただき、民営化になり、飛行機がおりるたびに国に毎回払っていた着陸料を自由に設定ができるようになった。利益が上がれば、その分着陸料を安くすることである。したがって、利益の上がる空港にしなければならない。

到着エリアの免税店についても、消費税の問題もあるが、その利益分を着陸料の軽減や、新たな投資に回すとのことなので、極めて有効ではないかと思っている。

ぜひ、セキュリティーチェックについても、県としてもできるだけ責任を負いたいと思っているし、また、CIQについても、我々としてはしっかりと責任を負いたいと思っており、特區等にも果敢にチャレンジしていきたいので、どうかよろしくお願いしたい。

(岩井仙台国際空港株式会社代表取締役社長)

簡潔に3点申し上げる。まず、先ほどコメントがあった、宿泊するかどうかよりもその地域への影響が本筋だという、これはそのとおりであり、空港はあくまでも玄関口なので、

東北全体にいい効果が出るかが本筋だということは重々理解している。

空港は集積のメリットが大変働きやすい。路線が集まれば便利になるので、ますますお客様がふえる構造の施設であるので、最初にぐっと車輪を押して、集積のメリットを東北の玄関口にもたらししていきたい。

現状、国際線で申し上げると、東北地方の発着の旅客は3分の2が成田・羽田を使っており、これは国のインフラの有効利用としてもいささかバランスがよくないと思っているので、その辺の理解をいただき、お願いしたい。

2点目は、先ほど特区の話もあったので、私どもも民間事業者として宮城県と一緒にやってやることを汗をかいていきたい。

3点目だが、これは有期限のコンセッションとして公共施設をお預かりしているので、私どもは相当な時間のタイムラインを背負っているという自覚があり、ぜひこの規制緩和をスピーディーにお願いしたい。

(村井宮城県知事)

7月1日からスタートするが、ターミナルビルの改修をかなり大規模する予定となっている。そのためには、やはり7月1日までにここまでできるということがはっきりわからないと改修に当たれない。したがって、時間の勝負となっているので、そのうちゆっくりではなくて、一気に今挙げた問題を解決していただきたい。

(竹中主査)

心して我々も頑張りたい。前半の議論を締めくくる時間なのだが、これまでのところで何か言い残したことは。福田補佐官、何かあるか。

(福田内閣府大臣補佐官)

タスクフォースの議論をすばやく進めて、進捗管理したい。

(竹中主査)

それでは、後半の議論に入りたい。広島県での水道事業のコンセッションの活用検討について、今日は沖田企業局長においでいただいている。

先日、私も広島に行き、湯崎知事とお会いして話をしてきた。人口が減少する中で、水道料金の値上げを抑制しながら持続可能なサービスを提供していくという観点から、コンセッションを含めて経営形態の検討をしていると知事から聞いた。

(沖田広島県企業局長)

昨年8月から今年の1月にかけて運営権の活用を検討調査を行ったので、その状況について説明させていただく。

3 ページをざっと説明させていただくと、本県は3つの用水供給事業を行っている。昭和49年から行っており、給水収益のところを見ていただくと、平成26年度は3つの事業を合わせて98億円程度ある。ピークは平成13年で、109億円ぐらいあったので、徐々に人口の減少に伴い、将来的にも減収が見込まれている。

4 ページ、工業用水道も3つ行っている。こちらも昭和40年からで、相当年数が経過している。こちらも給水収益は責任水量制をとっているもので、基本的には毎年同程度期待できるのだが、企業からの減量要望がでていっているので、徐々に減収となっている。

5 ページ、6 ページにそれぞれの今回の調査のもとになる課題の認識を掲げているが、事業を開始し、40年あるいは50年経過し、今後更新の投資がふえてくる。それに伴い、減価償却費、支払利息等が経営を圧迫してくるので、こういった更新投資を効率的に行う手法の一つとして運営権の活用というものを調査したところである。

用水で言うと、53年から全体で赤字になるが、個別の用水供給で言うと44年から赤字になってくるといふ状況である。

6 ページに、工業用水道がより厳しい状況であるが、全体では36年度から会計が赤字になってくる。単独の推計で言うと、沼田川だが、これは28年度から赤字になってくる。こういう問題意識がある。県の用水供給、工業用水道については、いずれも安全で安価な水を安定的に供給するという目的があり、その手法の一つとして運営権を今年度調査したところである。

10ページ、基本的な調査の一つのポイントは、先ほどから繰り返しているように、更新投資が運営権の活用により効果的に行えるかどうか。もう1点は、いわゆるバリュー・フォー・マネー、民間から見たときに、本県の水道用水供給事業、あるいは工業用水道事業において、参入できるような価値が出るかどうか。これを今回総務省からの通知に基づいた40年の投資試算と財政試算をベースに行ったところである。

この右側の一番下に書いてあるように、今回運営権の事業期間で調査をしているが、この期間における更新投資のうち、法定耐用年数が事業期間を超えるものについては、超える部分の減価償却費相当分については、投資をする時点で企業局のほうで運営権者にお支払いをするということの前提で調査を行ったところである。

11ページ、具体的に運営権対価、バリュー・フォー・マネーをどういう形で試算をしたかを図で示している。水道用水供給、工業用水、いずれについても収入がふえるというのは想定できないので、支出、いわゆる費用面の削減効果があればバリュー・フォー・マネーが出るという試算をしている。

具体的には、現在の企業局の会計で行っている支出がA、運営権を活用した場合に発生する運営権者の支出と企業局に残る支出が、 $B + C$ 、これを比べたときに費用面の削減の額がプラスになればバリュー・フォー・マネーが出るということで試算をしている。

ちなみに、Bの欄にある維持管理費については、電力等については一定程度上がるものを見込んでいっているが、その他の経費については5%、現在県が行っているものよりも削減で

きるであろうと見込んでいる。支払利息については利率を3%、法人税等については実効税率30%、配当については、6年目以降であるが、8%、こういう条件で試算をしたところである。

12ページ、基本的に今述べた前提条件で県がそのままやった場合と比べて、今回、試算した。これは非常に機械的な試算であり、これに基づくと、バリュー・フォー・マネーが出る条件、この図を見ていただくと、一番表の上、開始時に全額運営権対価をいただいた場合においては、太田川の工水でしかバリュー・フォー・マネーが出ない。逆に分割でいただくと、一番下だが、開始のときに10%運営権対価をいただき、残りは24年間で分割していただく場合はバリュー・フォー・マネーが出るし、更新投資を削減する割合が若干表の下に行くに従って少なくて済むという試算になっている。これが分岐のポイントであり、これ以上に更新投資が削減できればバリュー・フォー・マネーが出るという試算になっている。

なお、今回の調査において、民間にも金融機関を含めていろいろな話を聞いたところである。基本的にはやってみたいという声だったが、水道においては特に漏水のリスク、あるいは地中に埋まっている管路、こういったリスクについてはもう少し議論が要るのではないかという声があった。

13ページ、まとめということで、今回の調査の目的の一つであるいろいろな公民連携形態の比較をした中においては、更新投資の抑制に対して運営権の活用というのは有効性があると。ただ、一方でまだ課題があるということで、今年度の調査においては運営権を活用するという方針の決定までには至っていないので、次年度においても引続き課題を検討していくことになっている。

一番大きな課題は、15ページ、昨年本県の湯崎が話をしたときと状況が同じだが、運営権を活用すれば効果的に水の運用が図れるという県民の方に対する理解がまだなかなか進んでいない。本県でいうと、県民の代表である県議会、あるいは受水団体にもう少し懸念の払拭が要る状況である。

13ページ、(2)のAの一番下にあるように、電気あるいはガスにおいて、同じような公共のインフラサービスがあるが、第三者機関として、法定の規制をするような組織が水道においても必要ではないかも今後検討していきたい。

それから、手続面に2つ書いている。これはもう少し先の話になるかもしれないが、水道、工業用水道は認可あるいは許可が必要になるが、具体的な手続で、工水においては料金あるいは供給規程を認可あるいは許可をとることになっている。水道事業と異なり、用水においては料金は認可基準になっていないので、どういったことを今から整理をしていくのか、供給規程も特にないので、今から事務的に相談していく必要がある。

14ページの一番上、電気あるいはガスについては、料金の算定の際に事業報酬といったものが位置づけられているが、今後、運営権ということで民間が入ってきた場合に、どういった料金積算をして、受水団体あるいは工水のユーザーに対して提示していけばいいのか。

こういったところも自治体で考えていくべきかもしれないが、何かそういった算定方法を示していただければ話が前に進みやすい。

それから、2点目、企業債の繰上償還の補償金の免除等である。こちらについては、運営権をより活用しやすくするため、積極的に使っていく場合には、課題というか、メリットとして何か財政支出の軽減が図れるようなものがあればより進むのではないかと、先ほど全額もらう、あるいは10%、20%、50%もらうというケースがあったが、いただいたキャッシュを企業債の繰上償還に使うといった場合に、特例になろうかと思うが、補償金を免除するといったような支援があれば非常に進みやすいことを今回報告している。

法人税のイコールフットィングについても、公営企業会計で行っていれば本来生じなかった法人税等が新たに課税されるのが、なかなか説明が難しく、そういったものが再投資に使えるような枠組みができれば、これも非常に運営権の活用が進みやすいと、報告書に記載をした。

最後に、参考までに繰上償還の補償金免除等で、具体的にもし本県の場合に運営権の対価をいただいたときに補償金免除をした場合にどういった数字になるのかというのを広島用水の例で掲げている。本県の場合で言うと、29.28億円ということである。

最後の17ページ、法人税のイコールフットィングということで書かせていただいているが、どうしても投資が重なってくるので、後半になると赤字であるが、前半部分は利益が出るので法人税がかかってくる。こういったものが、例えば引当金になるのかどうかかわからないが、そういった形で再投資に使えるようなものになればと、表をつけている。

(竹中主査)

昨年の4月13日に湯崎知事にお越しいただいたが、その際も公営と民営でのイコールフットィングを確保、補償金免除による繰上償還などが課題であるという指摘をいただいた。その後、関係府省間でも検討を進めてきたかと思う。

これまでの検討状況と本日の提案を受け、まず福田補佐官からコメントをお願いしたい。

(福田内閣府大臣補佐官)

では、また少し整理をさせていただく。

今、局長から説明があったものでいくと、お手元の資料の13から15ページのところに論点を示していただいている。特に、考えを聞く必要があるのは、アとイの制度面、会計・税務面の課題ということになる。

一番上の事業認可手続については、水道法に関しては厚労省、工業用水道に関しては経産省。水道については事業認可を運営権者がとることが明確なので、それをどうやるのかという話で、工水に関してはそもそもとるのかとらないのかがはっきりしないということなので、そこを示してくれということかと思うが、両省の回答が必要かと思う。

2点目の国庫補助についても同様で、水道と工水とそれぞれに補助が入るということに

なるので、そのイコールフットィングができていのかどうかという点でお答えいただく必要があるかと思う。特に厚労省に関しては、既にこれは2015年改訂の成長戦略の中で今年度中に解決をすると約束していたかと思う。もう今年度もあと1週間になる中で、どうなっているかをあわせて聞かせたい。

3点目の独立した監視機関、そして料金の算定、これに関しては基本的には水道法の中においてどう考えるか。特に料金の算定に関しては、日本水道協会が出している指針とか、算定基準がばらばらとあるようだが、民間事業者はどれでやればいいのかという混乱がある。監視機関についても現状でも公営原則が強いので、水道法の中に特にそういう規程はないが、民間が入ってくる中でどうするのか。水道法の改正の検討をされているという説明が、前回の点検会合で厚労省からもあったかと思うので、そういった中でどういうふうに扱われようとしているのか。この2点については、厚労省にお聞かせいただきたい。

14ページ目の最後に2つ大きく繰上償還と法人税のイコールフットィング、これはずっと議論をしてきた論点であり、資料の16ページ目に別紙で広島県にお示しいただき、先ほどの説明の中でも運営権対価を頭でもらうウェートを下げれば下げるほどVFMが大きくなるという説明があった。これはある意味何でそうなるのだろうと、時間の関係ではしょうられているかと思うが、結局、一言で言えば、頭金でいっぱいもらっても、自分のところで背負っている借金の返済に充てられないので、その借金はその借金でスケジュールどおり利子を払う。でも、頭金で民間に払わせると、民間事業者側でも資金調達が必要になってしまうので、そこで金利を払うことになるということで、結局、言ってしまうと補償金とられてしまうので、繰上償還できないと、運営権対価は頭でもらえばもらうほど二重金利で金利負担が重くなってしまうので、誰もそんなことはやらないということが具体的に計算で示されたので、そうだという話は去年からしているわけだが、1年間一体これはどうなっていたかを、内閣府、総務省の意見を伺わなければならないと思う。

最後の法人税のイコールフットィングについては、これはまずそもそも法人税が公営で課税されていないのに負担することに負担感があるのは、2月の点検会合で大阪市が話をして、今、厚労省でいろいろ検討をいただいていると思うので、その検討状況もあわせて厚労省からお伺いをするという流れかと思う。

加えて、この法人税のイコールフットィングについては、17ページ目の別紙2にグラフでわかりやすく示していただいているが、この棒グラフは色が3つ乗っかっており、青の繰延資産の償却が後ろに向かって遡増している。これは民間事業者がやっている事業としては、同じ事業を更新して回しているだけなので、初年度と最終年度の費用がこんなに違うのはおかしい。同じ事業を単純に更新して回しているだけだったら、費用はある程度一定で推移するはずなのに、こんなことになってしまう。これは繰延資産が後ろに向かって償却されてしまい、手前の事業年度で費用不足になり、余計に法人税をとられてしまうという、収入はフラットですから、費用がいびつになると頭の法人課税が大きくなってしまいうので、そういう意味でやはりこの繰延資産のいわゆる更新投資の引当金、準備金が必要

であることを如実に物語っている。法人税のイコールフットィング以前の問題として、コンセッションを選ぶと法人税を余分に払わなければいけなくなるという制度そのものを変えないといけないことが示されていると思う。

この辺も、厚労省、内閣府で議論されているテーマだと思うので、その見解を聞く必要があると思う。以上のような整理かと思う。

(竹中主査)

各省庁からの検討状況の報告をいただきたい。

まず、事業認可手続基準等の明確化について、厚労省と経産省にお願いしたい。

(樽見厚労省大臣官房審議官（健康、生活衛生担当）)

事業認可手続の明確化については、今、福田補佐官の話のとおりであり、認可を取っていただく。そのときの具体的な認可基準、申請手続ということになるので、ここは今進んでいる大阪等検討いただいているところと、具体的に相談しながら進めていきたいと思っている。

(中尾経産省大臣官房審議官（地域経済産業政策担当）)

工業用水道事業では、民間事業者が参入することを前提とし、法制上も、地方自治体が自分でやる場合には届け出、民間事業者がやられる場合には、事業の開始は許可、供給規程は認可という法制になっている。ただ、本日説明があった広島県の事業を民間事業者が引き継がれるという場合には、許可あるいは認可において審査すべき特段の事情があるとは思っていないので、問題なく許可、認可の手続が滞りなく進むと認識している。

(竹中主査)

それぞれの問題について各省庁の回答をいただいた後で議論したいと思う。2番目のくくりとして、公的主体と同等の国庫補助制度の適用の問題、独立した監視機関の設置の問題、料金算定方式の見直しについて、これも厚労省にお願いしたい。

(樽見厚労省大臣官房審議官（健康、生活衛生担当）)

イコールフットィングについて、今日の資料3に「水道に関するPPP/PFIの取組状況」とあり、前回と余り変わっていないが、1つは1ページの各自治体の進捗状況で、広島県が、報告いただいた県水道事業における公共施設運営権活用調査報告書を公表されている。それが今日の話である。

同じ資料の2枚目の裏になるが、「水道分野において、既存の事業とイコールフットィングを図るため、既存の制度を公共施設等運営権方式へ適用する仕組みを検討する」という補助金のイコールフットィングについては、前から言っているとおり、コンセッション

事業が行われるときに、地方公共団体に対してコンセッション方式を行う場合にも補助金を出すということで、要綱の改正手続中であり、今年度中に決定するところである。来週、要綱の改正を出すので、今最後の詰めの作業をやっているところである。

それから、独立した監視機関の設置が、今日局長のまさに県民の懸念、公共性での関心が非常に高いという話を伺って、いわばコンセッションになっても安全で強靱な水道の提供ができるということについての地元の理解、あるいは地元の企業の理解をしっかりと得ていくことの必要性について、大変重要なポイントだと思いながら伺った次第である。今時点で具体的にどういう監視機関の設置ということについて、地元の理解を得るためにどういう手だてが必要なのか、これから検討していかなければいけない。

実は、余談だが、浜松市長とお会いしたときにも、水道のコンセッションに向けて検討をお願いしたが、やはり地元の理解、公共性についての関心は非常に強いと伺ったので、この点についてはこれから考えていくと思っている。

(中尾経産省大臣官房審議官(地域経済産業政策担当))

工業用水道事業については、民間事業者でも国庫からの補助は受けられるという制度に今でもしている。ただ、まだ周知が図られていないということであれば、この事業の横展開、あるいは事例の発掘という観点から、引続き周知を図ってまいりたい。

(竹中主査)

それでは、企業債の繰上償還の補償金免除について、総務省にお願いしたい。

(亀水総務省大臣官房審議官(公営企業担当))

公的資金の繰上償還にかかる補償金の取扱いについてだが、これは地方公共団体の具体的な事業スキームを踏まえ、幅広い観点から具体策を検討する。

基本的には貸し手、あるいは制度を所管している財務省等において、最終的には検討する必要があると考えているが、いずれにしても、地方団体側における検討状況を踏まえ、各関係省庁ともに対応していきたい。

(竹中主査)

それでは、法人税のイコールフティングについて、厚労省と内閣府にお願いしたい。

(樽見厚労省大臣官房審議官(健康、生活衛生担当))

法人税のイコールフティングについては、前々回、大阪市から具体的な形で要望をいただいた。

コンセッション方式導入に向けての取組は、水道分野における官民連携を促進して事業の経営効率を高めるという上で、極めて先進的かつ有効なものであると考えており、厚生

労働省としても何らかの形での支援を行うべきという観点から検討している。

特に、水道事業については、人口減少に伴う水道料金の減収が見込まれる一方で、施設の老朽化が進むため、更新費用の確保は喫緊の課題という事情があるので、コンセッション方式導入が事業の経営効率を高めるとともに、水道施設の更新を推進する方向で働くような対応が望ましいと考えている。

具体的に大阪市から3つの方法ということで要望があるので、それに即して今の検討状況を申し上げたい。内閣府とも相談しながら、また、福田補佐官のお知恵も借りながら検討を進めているが、現時点での検討状況を報告させていただきたい。

まず、大阪市のほうからの要望で、1点目として、法人税をそもそも軽減するというストレートな方法の提案である。これについては、税制上の大原則である私企業で収益があるところに税を課すのか課さないのか、というのが、税務当局の意見だろうと思うが、そのほか、軽減された法人税の用途はどうなるのかを考えたときに、水道施設の更新費用に充当されるとは限らないという状況である。企業として税が軽減されるので、そういう意味で水道当局として法人税を軽減するということをストレートに強く要望する理由づけは、なかなか難しいのではないかと考えている。

2つ目は交付金や補助金という形で出してほしいということである。これについて、水道施設整備に係る補助金は平成20年、21年当時から大きく減少しており、近年、徐々に増額という方向に配慮いただいているが、全体として財源は厳しい状況にあり、どう配分するかという点で、より財政状況の厳しい水道事業との均衡にも配慮する必要がある。

そういう意味で、その外枠としてお願いすることになるわけだが、コンセッションによって効率が高められるのは非常に重要なので、コンセッションを推進する観点から、一定期間の措置としてコンセッションに取り組む事業者に対して何らかの支援を行うということは考えられないかと思っている。

もう一つの準備金制度は、先ほど福田補佐官から話があったように、水道施設を管理しなければならないという特性があるので、資産の償却額は後のほうにかけて大きくなっているという構造が特有のものとしてある。

そういう意味で、コンセッション方式を導入することにより生じた利益について、将来に備えて水道施設更新の財源に充てるための積み立てを認めることができれば、コンセッション方式の導入促進とともに、老朽化施設の更新の推進にもつながるという意味で、意味があるのではないかと思っている。

ただ、これは税制上の枠組みとするためには、考え方としては、積立金は幾らをどう積み立てればいいのか等制度の枠組みをつくる必要があるので、詰める必要がある。

あるいは、交付金や補助金と同様に、一定期間の措置としてコンセッション導入自治体についてのみこういう取扱いを認めるというアプローチができるのではないかという点について検討を進めることが課題という状況になっている。

今申し上げたようなことを中心にし、まだ検討の途上であり、課題も引続き内閣府ある

いは関係省庁との相談調整を進めなければいけないわけだが、関係省庁とともに引続き、検討を進め、厚労省としても今後の要求につなげていきたい。予算要求あるいは税制改正要望になろうかと思うが、そういうことにつなげていきたいと考えて検討をしている。

(鳥巢内閣府PFI推進室長)

ただいま厚労省から話があったとおり、問題としては極めて重要で大きな問題である。同時に、克服すべき課題も相当あるので、内閣府PFI推進室としても、しっかり厚労省と連携をとっていきたい。

(竹中主査)

今の議論の後半で大阪市からの提案について説明があったが、これは厚労省が要求官庁になる話だと思うので、検討を進めていることは大変心強く思っている。ぜひ、今の流れで検討を具体化していただきたい。

補助金の問題も、31日までに、今月中に完了して報告をしていただきたい。

他の点についても、特に監視機関や料金の問題は厚労省が出している水道法改正の議論の中でぜひ取り込んで議論していただきたい。

大きな論点としては、補佐官から指摘があった運営権対価の一括払いを阻害する要因の解決。阻害する要因があることが重要なポイントだと思う。再興戦略2015で、地方公共団体の具体的な事業スキームを踏まえ、幅広い観点から具体策を検討し、半年を目途に結論を得ると記載されているのだが、今日の広島県の説明で阻害要因と解決策としての補償金なしの繰上償還制度の導入、そして更新投資の準備金制度の導入による平準化が、解決策であることは明らかで、これがない限りは阻害要因になることは明らかだと思う。

昨日の愛知県の国家戦略特区区域会議でも、大村知事から類似のニーズの表明があったと聞いている。こちらについても具体的な内容をヒアリングできないかと考えているのだが、いずれにしてもこの問題はどうしても解決していかねばいけない問題にもかかわらず、関係省庁における検討は残念ながら余り進んでいない点は大変残念に思う。ぜひ、政策を提言するという前提で、タスクフォースに引き取っていただき、福田補佐官のもとで、内閣府、総務省と具体的な検討を進めていただきたいが、今までの説明全体を含めて、補佐官、いかがか。

(福田内閣府大臣補佐官)

準備金制度は厚労省の中でも検討している話で、法人税の負担を軽減するという観点だけではなく、運営権対価の一括払いが使いやすくなるという観点でも必要だと思うので、それと繰上償還の話とあわせてタスクフォースでフォローアップの議論を進めたい。

(竹中主査)

それでは、民間議員、政務からも意見があれば、いただきたいが、いかがか。

(野原議員)

個別の検討についてはもう今伺ったとおり、できるだけ改革を進めるべく検討をいただきたいと思うが、この件は言うまでもなく大阪市と広島県の問題ではない。日本各地で同様な自治体が存在し、人口減少等によりいずれ赤字になってしまうという状況がもうわかっているのだから、それをどうやってこれまでの形からより効率的な体制に変えていきつつ、水の安全・安心を守るのかという国全体の問題だと思う。なので、細かい今のルールをどう詰めるかだけではなくて、水事業のあり方そのものをしっかりつくっていかねばいけないので、ぜひともよろしくお願ひしたい。

(樽見厚労省大臣官房審議官(健康、生活衛生担当))

先ほど資料で一言コメントをするのを忘れてしまった点があるので、先ほど2枚目の裏の上の2のイコールフットィング補助金の要綱の改正手続を来週やるという話をしたが、その下に、これも基本的には前回と同じようなことが書いてあるが、水道事業のまさに日本全国で事業の効率性を高める必要がある。どこでも人口が減少してくる。一方で、施設の更新需要はこれから高まってくる中でどのように対応するかが課題である状況だが、次のページにこの1月に取りまとめた、水道事業の基盤強化方策で、アセットマネジメントをやらなければいけない。それから、官民連携はもちろんだが、それ以外にも広域連携を推進して、経営基盤を強化しなければならないと課題を整理した。

先ほど福田補佐官から話があったが、水道の制度の見直しも視野に入れながら具体的な検討を深めるので、3の最後のところに書いているが、いわば正式の厚生科学審議会のもとに置かれた専門委員会を立ち上げ検討を進めるということで、先日、第1回の会合をやった。これから検討を深めていきたい。

(竹中主査)

先ほどもあったが、そういう際にここでの議論をぜひうまく反映させていただくようにお願ひしたい。

(岡議員)

共通しているテーマとして、水道事業の民営化を実現するには、水道事業者が、長期にわたって水道事業の事業性を確保し、事業を継続していかなければならないから、今日のテーマであるいろいろな課題をクリアし、民間から手が挙がってくるような環境整備を早く行わないといけな。今日の最初のテーマにあった空港の民営化はもう進んでいる。ところが、水道についてはまだ残念ながらスピード感を感じない。

この難しさは、広島県の資料にもあったが、水道料金を上げないと収支がとんとんにな

らないという事業性の見通しにあると思う。そうすると、水道事業者がその事業性を維持する程度に水道料金を上げていくことを認めていかないと、なかなか現実のものにならない。

ただ、これは住民との問題があるので、そこをどうするのか、その辺のところもぜひ関係者の検討の中で明らかにしていただき、適正化の促進は何だということにもなるが、水道事業が将来にわたって事業性が確保できるという形にするという視点で検討をしていただきたい。

(高橋経済財政諮問会議議員)

諮問会議でも非常に大きな関心を持っており、社会資本専門部会を諮問会議の下に立ち上げており、その中で水道事業についてもアセットマネジメントという観点は、イコール自治体の財政マネジメントにも直結する話なので、両方の観点から推進していく方針である。PPP/PFI、あるいはコンセッションだけではなく、20万以下の都市であっても広域化、あるいはそれ以外の手法も含めて、マネジメントの強化をお願いをしているところで、諮問会議で取り上げるようなことがあれば、こちらでも取り上げていきたい。

(竹中主査)

ヒアリングを踏まえてしっかりと対応しなければいけないと思う。

副大臣に挨拶をいただく前に、若干の取りまとめをしておきたいと思うが、空港のコンセッションはいわゆるアップサイドがあり、いろいろな展開ができる可能性がある。水道は、そういう意味ではなかなか難しい事業だと思う。しかし、重要性が高いことは明らかなので、コンセッションを考えるに当たって、アップサイドがない上に阻害要因があることに対しては、相当頑張っているいろいろな対策を立てていかなければいけないと思う。

それと、昨年秋以降、点検会合で主に地方自治体の話を中心に聞いてきた。本来、もう少し民間企業のヒアリングを行って論点を洗い出したかったところである。今日の空港の話も、民間の事業者の話聞くのは極めて重要だと改めて思う。

そこで、最終取りまとめまでの間、時間は限られているが、事務局において可能な範囲で民間企業へのヒアリングを行い、報告をしていただけないか。あくまで可能な範囲でだが、知恵を絞っていただきたい。民間のヒアリングは重要だと思う。

(高鳥内閣府副大臣)

本日、村井知事、岩井社長からの提案だが、空港は行って見てわくわくする、あるいは活力を感じる空港もあれば、何もない、何もすることがない空港もあり、魅力的な空港ができることで旅の楽しさが増して、観光立国の推進にもつながるものであると思う。

それから、沖田企業局長からの提案だが、コンセッションを通じて水道事業を持続可能なものとするための具体的な論点を示され、大変重要なものであると受けとめている。

いずれの提案もコンセッション事業を他の地域に普及していく上で重要なものであり、関係府省においては前向きに、スピード感を持って検討を進めていただきたい。

それから、にぎわいの創出とともにセキュリティーチェックの増強という話があった。航空局からも話が出たが、先日、ブリュッセルでテロが発生するなど、空港のセキュリティー対策は従来以上の水準が求められていると思う。利用者がセキュリティーに関して敏感になっているということも考えられる。変更部分については十分な説明やインフォメーションが私は必要であると思う。

水道について、先ほど厚労省より公共性、それから県民の懸念ということもあったが、事業者が倒産することで水の安定供給が阻害されるようなことは万が一にもあってはならないと思う。民間の経営ノウハウを活用することで、新たな需要を生み出す、あるいは経営効率化を進めていくということは非常に重要であるが、同時にこうしたリスクにも目配りをしながら検討を進めていただきたい。